

川口市立安行東中学校教育後援会会則

第1条 (名称)

本会は、川口市立安行東中学校教育後援会と称す。(以下、会という)

第2条 (事務所)

本会の事務所は、川口市立安行東中学校に置く。

第3条 (目的)

本会は、学校教育の向上及び学校内外の文化活動、スポーツ活動等の後援を行うとともに、地域文化の向上を目的とする。

第4条 (事業)

本会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 学校の事業に対する後援
- (2) 学校の教育活動、文化活動、スポーツ活動に対する助成
- (3) その他、必要と認める助成

第5条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 川口市立安行東中学校の在校生の保護者。
- (2) 本会の目的に賛同する者。(個人または法人)

第6条 (役員)

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 若干名 (5) 会 計 若干名 (6) 書 記 若干名
- (7) 参 与 2名

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、各種会議を招集して、その議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の諸活動の企画、運営に協力する。
- (4) 監事は、会計の状況及び事業の執行状況を監査する。
- (5) 会計は、会計に関する事務を処理する。
- (6) 書記は、この会の活動に関する重要事項を記録し、会の庶務を行う。
- (7) 参与は、本会の諸活動の運営に協力する。

第8条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会員の中より選び、役員総会(以下総会という)の議決を経て決定する。
- (2) 副会長は、会員の中より会長が委嘱し、総会の承認を受ける。
- (3) 幹事は、会員の中より会長が委嘱し、総会の承認を受ける。

- (4) 監事は、会員の中より選び、総会において決定する。
- (5) 会計は、会員の中より会長が委嘱し、総会の承認を受ける。
- (6) 書記は、会員の中より会長が委嘱し、総会の承認を受ける。
- (7) 参与は、学校長、教頭とする。

第9条 (役員任期)

本会の役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第10条 (経費)

本会の経費は、会費並びに寄付金を以ってこれにあてる。

年会費は、

- (1) 在校生の保護者は、一世帯当たり年額800円とする。
- (2) その他は、1口1,000円とし、1口以上とする。

第11条 (会議)

本会に役員総会及び役員会を設けることができる。

総会は、原則として毎年1回、役員会は、必要に応じて随時これを開くことができる。

第12条 (顧問・相談役)

本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

第14条 (会則の変更)

本会則の変更は、総会の決議によることとする。

第15条 (会則の細則)

本会則施行に必要な細則は、役員会の承認を得て、会長がこれを定める。

付記 本会の設立年度は、平成8年12月17日から平成9年5月31日までとする。

付則 本会則は、平成 8年12月17日から施行する。
本会則は、平成 10年6月26日から改正施行する。
本会則は、平成 11年7月2日から改正施行する。
本会則は、平成 12年6月23日から改正施行する。
本会則は、平成 17年6月3日から改正施行する。
本会則は、平成 18年6月20日から改正施行する。
本会則は、平成 19年6月27日から改正施行する。
本会則は、平成 22年5月21日から改正施行する。
本会則は、令和 5年5月24日から改正施行する。